

お薬代の負担が増える可能性も

2024年10月1日より

医療用医薬品の自己負担の新たな仕組みが導入されました。

— 新たな仕組み —

国が「長期収載品の選定療養*」対象と指定した先発医薬品（長期収載品）を患者さんが希望して処方してもらうと、**従来より高いお薬代の窓口負担**を求められる場合があります。

*選定療養…患者さんが保険適用外の費用を負担し、保険適用の診療を併せて受けることができる制度です。

入院時の「特別の療養環境（差額ベッド）」、「紹介状なしの大病院受診」等で導入されています。

医療費助成等の公費負担医療の対象の患者さんも長期収載品の選定療養の対象です。



試算のイメージ：保険診療 3割負担の方が薬価 100 円 of 先発医薬品（長期収載品）を 1 日 2 錠 30 日分使用

このケースでは 1 ヶ月の自己負担が 480 円増えます

[9 月までの自己負担] 1 日 2 錠 30 日分の薬剤料 6,000 円の 3 割 ⇒ 1,800 円

9 月まで



[10 月以降の自己負担] 1 日 2 錠 30 日分の保険対象薬剤費 5,400 円の 3 割と特別の料金の合計 ⇒ 2,280 円

10 月以降



自己負担額の算出

- ① 先発医薬品（長期収載品）の薬価：100 円
- ② ジェネリック医薬品の薬価：60 円（複数の価格のジェネリック医薬品がある場合は最も高い薬価）
- ③ 特別料金算出の元となる価格は、①と②の薬価差額の 4 分の 1：10 円 $(=(①-②) \times 1/4)$
- ④ ①と③の差額が保険対象となる薬剤費：90 円 $(=①-③)$
- ⑤ 1 日 2 錠 30 日分の保険対象薬剤費の自己負担分：1,620 円 $(=(④ \times 2 \times 30 \times 0.3)$
- ⑥ 1 日あたり 2 錠分、30 日分の特別の料金と税金：660 円 $(=(③ \times 2 \times 30) \times 1.1)$

このシミュレーションは 2024 年 7 月 12 日時点の情報に基づいて作成しています。

※「長期収載品の選定療養」に係る省令・告示（関連する通知・事務連絡を含む）

- ・保険医療機関及び保険医療負担規則等の一部を改正する省令 令和 6 年厚生労働省令第 35 号
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示 令和 6 年厚生労働省告示第 55 号
- ・厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示 厚生労働省告示第 122 号
- ・保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する告示 厚生労働省告示第 123 号
- ・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（通知）令和 6 年 3 月 27 日 保医発 0327 第 10 号
- ・長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について 令和 6 年 4 月 19 日 事務連絡
- ・診療報酬請求書等の記載要領等について 令和 6 年 7 月 12 日 保医発 0327 第 1 号

よく使用されている薬で試算してみました

ヒルドイドソフト軟膏 50gチューブを1年間に18個使用の場合

血行促進・保湿剤

ヒルドイドソフト軟膏

50g(容量)
あたりの薬価

920 円

9月まで



10月以降



健保組合負担

保険対象薬剤料の3割 特別の料金

ゼチーア錠10mgを1日1錠、1年間使用の場合

コレステロール値を下げる薬

ゼチーア錠10mg

1錠あたりの薬価

75.3 円

9月まで



10月以降



健保組合負担

保険対象薬剤料の3割 特別の料金

※1年間の使用は360日使用した場合で試算

キプレス錠/シングレア錠10mgを1日1錠、1年間使用の場合

アレルギーの薬

キプレス錠10mg

シングレア錠10mg

1錠あたりの薬価

70.8 円

9月まで



10月以降



健保組合負担

保険対象薬剤料の3割 特別の料金

※1年間の使用は360日使用した場合で試算

**ジェネリック医薬品へ切り替えると、
特別の料金の負担は発生しません。**

この機会に、ジェネリック医薬品の選択をご検討ください。